輸入（納税）申告書（少額個人通関用）

申告年月日	年　月　日	申告番号	※
あて先	長殿	AWB(B/L)番号	
輸入者 （住所・氏名）	印	貨物の個数・記号・番号	
TEL　（　）			
代理人 （住所・氏名） （委任状添付）	印		
TEL　（　）			
仕出人 （住所・氏名）			
貨物蔵置場所			

（1欄）　品名			関税の番号		
申告価格 （課税価格の端数処理）	①＊ ↓（①の1,000円未満切り捨て） ②	数量 又は 個数	③	関税の 税率	④　（%） 基□協□特□暫□簡□

税額の計算方法

【関税】　⑤（従価製品）or③（従量製品）　×　④　＝　⑥　⑦　⑥の100円未満切り捨て

【　　税】　税率　×　⑧　＝　⑨　⑧の100円未満切り捨て

【消費税】　⑩（①+⑦+⑨）　→　⑪　⑩の1,000円未満切り捨て

【免税関係】
□定14条10号、□定14条第18号、
□輸13条1項1号、□　その他

【地方消費税】　⑪　×　4%　＝　⑫　⑬　⑫の100円未満切り捨て

⑬　×　25%　＝　⑭　⑮　⑭の100円未満切り捨て

＊申告価格欄①は、貨物代金・貨物運賃・貨物保険料の合計額を記載する（裏面計算方法参照）。

税額計	a　関税額 各欄⑥の合計の100円未満切り捨て	b　税額 各欄⑧の合計の100円未満切り捨て	c　消費税額 各欄⑫の合計の100円未満切り捨て	d　地方消費税額 各欄⑭の合計の100円未満切り捨て	e　消費税合計額 (c+d)
	納付税額計 (a+b+e)				

関税法第70条関係【法令名：植物□　家畜□　薬事□　【　　】□】

※

※　審査		※　収納	※　許可印・許可年月日

（注意）1　※印欄は、記入しないで下さい。
2　この申告書による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求ができます。
なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告による税額等を変更することがあります。
3　この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対し異議申立てをすることができます。
4　上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例としません。

（規格A4）